

## 感染症による出席停止及び手続きについて

本学では「学校において予防すべき感染症」に罹患又は罹患した疑いがある場合は、学内感染を予防するため、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」により出席停止としています。

医療機関を受診して、感染症に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合は、直ちに本人又は代理人が学生課に電話連絡をし、指示を受けてください。

治癒後、登校を開始する場合は、本学所定の「登校許可証明書（法定感染症）又は医療機関の「診断書」を学生課に提出してください。

### 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

分 類	感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（3 日ばしか）	発しん消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年 4 月 1 日）